

外国資本等による山林買収の現状

背景

森林・林業

- 木材価格低迷や高齢化による所有者の森林に対する関心の低下
- 森林の資源量に比べ土地が安価

その他

- 土地所有に関する規制がない
- 水ビジネスとしての水源林の購入
- 地下水の取水制限がない など

現状

- 平成 22 年 6 月、北海道で中国系企業による山林買収が判明
(北海道他 6 県 約 786ha : H24. 5 月林野庁調査)

危惧される事項

- 無秩序な伐採等による森林荒廃
- 産業廃棄物の不法投棄
- 水資源の過剰取水による枯渇 など

対応状況

国の動き

- 森林法改正 (H24. 4 月～)
森林所有の事後届出を義務化
- 水循環基本法案(超党派で今国会提出予定)
[狙い] 外国資本による水源地の買収を阻止
[内容] 地下水を国民共有の財産と位置づけた理念法
(今後、国や自治体に個々の規制を促すもの)

他県の動き

- 条例の制定 (土地取引の事前届出制)
 - ・ 北海道、埼玉県 (H24. 4 月施行 (事前届出制は H24. 10 月施行))
 - ・ 群馬県 (H24. 5 月議会提出予定)
 - ・ 長野県、山形県 (H24 年度以降)

県の対応

- 外国資本等による森林買収に関する連絡協議会 (市町・関係団体)
 - ・ 情報収集や課題等について意見交換を実施 (H22. 11 月～ 5 回開催)
- 庁内 P T 会議
 - ・ 山林の取得・利用規制のあり方などの検討を行い、監視方法などの対策の方向づけ (H23. 7 月～ 3 回開催)
- ふるさと福井の山林売買の監視等に関する要綱制定 (H24. 4. 1 施行)
 - ・ 監視区域の設定、監視区域内の売買情報収集、売買等の相談・助言など

残された主な課題

- 依然として土地取引終了後にしか情報の把握ができない
- 新たな森林所有者が適切に保安全管理できるかどうか判断するには、事前届出等が必要ではないか
- 地下水の取水に関する法規制がない
- 各行政機関が独自に森林所有者情報を管理しており、集約・整理されていると言いがたい
- 森林に対して関心がない所有者が増加することが懸念される
- 水源林など重要な森林であっても法規制のない個人所有林が存在する
- 目的が不明瞭な売買を効果的に抑止し、県民共有の財産である山林と水源を守るためには、県民全体でチェックしていく仕組みが必要ではないか

対策の方向

- 森林の公益性の度合いに応じた監視区域の設定と規制
 - 監視区域の設定
 - 区域に応じた山林売買規制等の導入 (新たな条例制定)
- 地下水を守るための取水規制
 - 条例等による地下水等の取水規制
- 森林所有者に適時・適切に指導するための正確な森林所有者情報の一元化
 - (仮称)ふるさと山林情報管理センター[県]の設置
 - ・ 森林所有者情報の一元化
 - ・ 売主・買主への指導・助言
 - ・ 権利移転にかかる紹介・斡旋
 - ・ 山林売買の相談窓口
- 適切に森林を管理できる者への権利移転の促進
 - 監視区域について保安林指定を推進
- 保安林化の推進
- 県民総ぐるみによる「ふるさと山林」の監視
 - 県民に対する意識の啓発

監視システムのイメージ

